

障害者虐待防止法施行で市町村に 求められる具体的な動きについて

【本日の主な内容】

H24.5.31

- ◆障害者虐待防止法の**理念**を少し
- ◆法施行に伴う**体制整備**について
- ◆法施行に伴う**様式の整備**について

新潟県福祉保健部障害福祉課

いのちとこころの支援室長 田代 健一

社会福祉法における呼称の変遷

◆平成2年の改正前は(社会福祉事業法)

(社会福祉事業の趣旨)

第3条 社会福祉事業は、援護、育成又は更正の措置を要する者に対し、その独立心をそこなうことなく... (以下略)...

◆平成2年の改正後は(社会福祉事業法)

(基本理念)

第3条 地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者は、福祉サービスを必要とする者が... (以下略)...

◆平成12年の改正後(現在)は(社会福祉法)

(福祉サービスの基本理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が... (以下略)...

法律名：

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

- ◆障害者本人の安全確保が最優先
- ◆障害者虐待への適切な対応とともに、
早期発見、防止、予防、保護及び自立支援
- ◆本人・養護者に対する支援策をどのように展開するか
支援を届けるためのツール
- ◆支援の量的不足の問題、質的向上の問題、ミスマッチの問題を
どうするか
- ◆権利侵害・人権擁護に対する危機管理システム

障害者の定義

◆障害者基本法第2条第1号

◇身体障害者

◇知的障害者

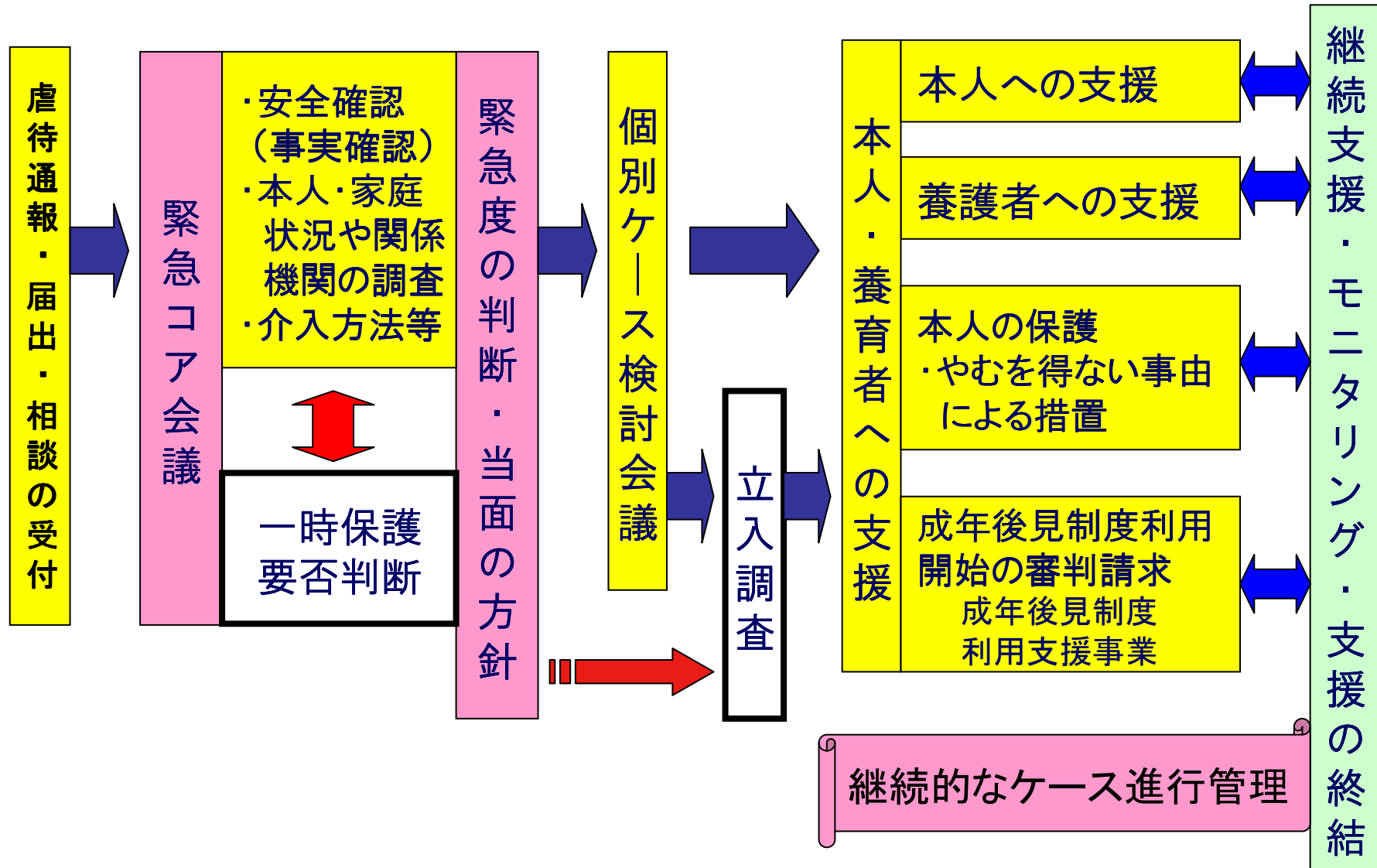
◇精神障害者（発達障害を含む）

◇その他

その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

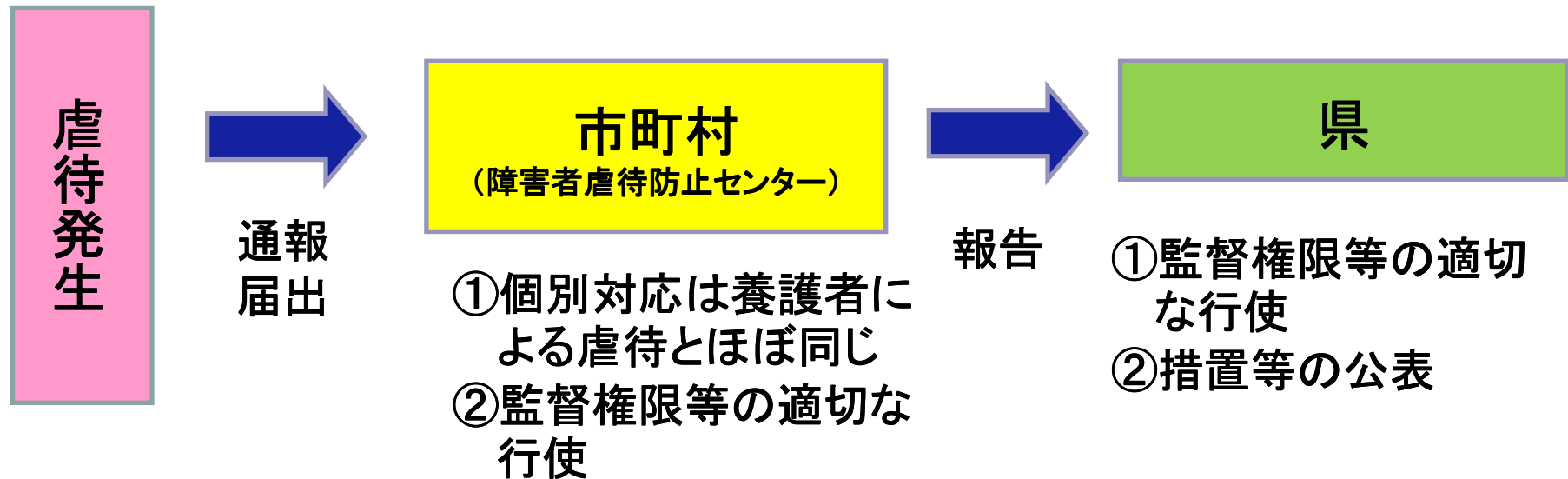
障害者虐待通報(相談)の流れ(1)

【養護者による障害者虐待への対応】(手引きp29、p69)

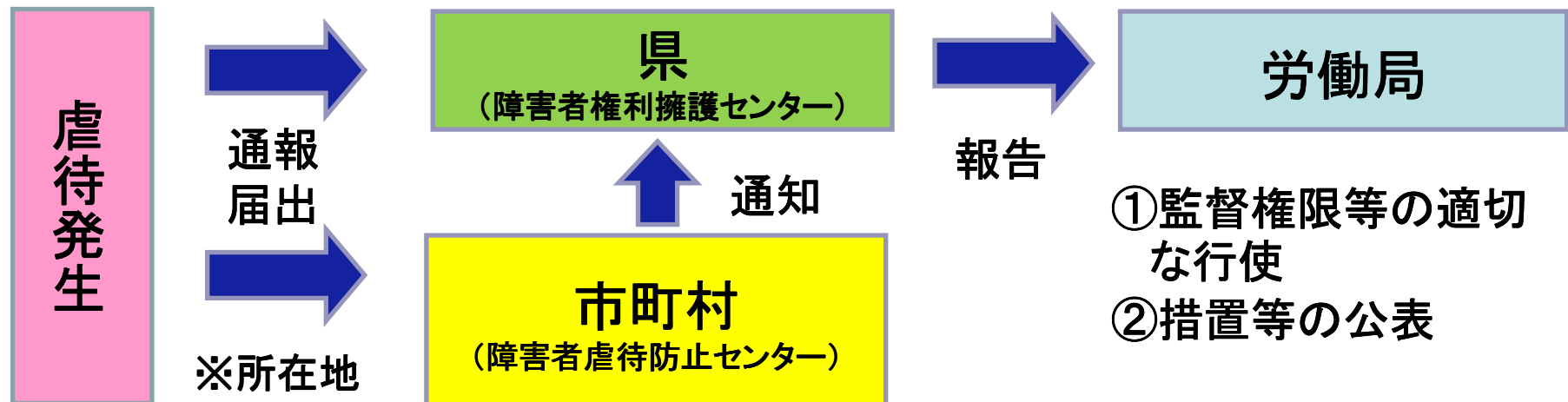


障害者虐待通報(相談)の流れ(2)

【障害者福祉施設従事者等による虐待】(手引きp80)



【使用者による虐待】(手引きp104)



虐待の通報・届出・相談の受理

- ◆あわてないで通報を受理するためには、
受付票の整備(手引きP31)、傾聴ではなく聞き取り型。
- ◆虐待通報は相談という形で入る場合もある。
虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は…
- ◆担当者は正副2人は必要。
通報等の受付は担当係全員が対応できるように準備する。
- ◆個人台帳を整備し経過を記録する。
事実と所見、通報者・関係者等の感想等は分けて記載する。
- ◆夜間・休日の通報への対応は、
夜間・休日対応マニュアル・緊急連絡網等の整備。
例：警備員→管理職(又は監督職)：対応の判断→即刻対応
か翌日対応か、職員の招集は、110番・119番対応など

緊急コア会議について(手引きp33~)

- ◆できるだけ**速やかに開催**する。
みんな忙しそうにしていますが声を出す。担当係長が招集することも効果的です。
- ◆メンバーは4~5人程度**(チーム協議・対応)**が最適か。
管理職(又は監督職)、主担当者、副担当者、保健・医療職などによるチームで判断する。
- ◆管理職(又は監督職)は**司令塔**です。
管理職(又は監督職)が調査の初動体制や具体的な調査項目をしっかりと指示する必要があります。
また、管理職(又は監督職)が出張等で不在の場合はどのように対応するのか、あらかじめ決めておく必要があります。
- ◆誰が、どんな項目を、どこに、いつまでに調査するか。
市町村の他部署には多くの**情報が集積**されています。庁内であらかじめ合意形成しておくとも情報収集はスムーズです。

事実確認・訪問調査の方法・項目

◆具体的な項目を明確化(手引きp36~)

- 虐待の状況(種類や程度、具体的な状況、経過)
- 本人の状況(安全確認、身体・精神の状況、生活環境)
- 本人と家族の状況(ジェノグラム、エコマップ、養護者・同居人の基本属性:年齢、職歴、生活歴、転居歴、性格・行動など)
- 本人と家族の基本属性は、住民票・戸籍・附票等で確認
- 障害福祉サービス、医療等の利用状況
- 経済状況 など

◆基本情報の収集先

- 庁内各課(市民課、福祉課、税務課、住宅課など)
- 福祉関係事業所、医療機関、警察、消防、民生委員など

訪問調査を行う際の留意事項(手引きp38)

- ◆原則として自宅を訪問する
- ◆信頼関係の構築を念頭に
- ◆複数の職員による訪問
- ◆保健・医療職の立ち会い
- ◆障害者本人・養護者等への十分な説明
- ◆障害者本人・養護者の権利、プライバシーへの配慮
- ◆柔軟な調査技法(だんだん強く)の実施
- ◆調査の継続性の確保

立入調査について(1)

◆最悪の事態も想定する。初動体制の確認も必要。

◆立入調査が必要と判断される状況の例(手引きp50)

○不自然なケガ、医療が必要、栄養不良等にもかかわらず、養護者が非協力的・拒否的な態度。

○障害者の姿が長期に確認できず、養護者も非協力的・拒否的な態度。

○障害者が居所内で物理的、強制的に拘束されていると判断される。

○何らかの組織・個人が、障害者の福祉に反するような状況下で障害者を生活させたり、管理していると判断される。

等々

立入調査について(2)

◆立入調査の実施体制(手引きp51)

- 複数対応、司令塔は管理職(又は監督職)、医療職も必要
- 警察との連携(事前打合せ、文書での援助依頼、緊急の場合は電話)
- その他の関係機関等との連携(保健所、医療機関、福祉施設、親族等)

◆立入調査の実施方法の検討(手引きp52)

- ドアや鍵を壊して立入調査はできない。
- 事前に知らせる必要はない。
- 関係者と入念な協議(在宅時の確認、役割分担、シミュレーション等)

◆立入調査の留意事項(手引きp52)

- 身分証明書の携行、提示。
- 法律に基づいた行政行為であり、組織としての判断である旨の十分な説明。
- 保護の判断と実行(身体的な外傷、精神的な状態、住環境など)。
- 分離不要と判断した場合は、十分なフォローと福祉サービスへのつなぎ。

やむを得ない事由による措置 (手引きp56)

◆ やむを得ない事由による措置を行う場合 (法第9条)

- 障害者の生命又は身体に重大な危機が生じているおそれがあると判断。
- 身体障害者福祉法第18条第1項又は第2項
- 知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号
- 上記以外の障害者は「みなし」で対応する (法第9条2項)

◆ 一時保護のための居室の確保 (法第10条)

- あらかじめ施設と協定や委託契約を締結しておくことが望ましい。
- 他市町村と広域で確保しておくことも考えられる。

◆ 面会の制限 (法第13条)

- 本人の意思確認、客観的に面会できる状況かどうかを関係者で協議する。

◆ 措置後の対応及び措置解除

- 本人の意思確認をしつつ、養護者への継続的な支援を行う。
- 本人が自立した生活に移行する場合、家庭へ戻る場合、契約入所に移行する場合を視野に入れて支援を行う。

養護者支援の実施について

- ◆虐待に至らざるを得なかった経過・原因は何か。
- ◆不足している福祉サービスは何か。
- ◆福祉サービスの量や質に問題はないか。
- ◆福祉以外のサービス(保健・医療・その他)の必要性はないか。
- ◆養護者・家族は孤立・困窮等していないか。
- ◇「虐待」という言葉に支援者・担当者は情緒的に反応していないか。
- ◇担当者に任せっきりになってはいないか(チームによる支援体制が組み立てられているか)。

庁内・庁外との協力体制と事前説明

- ◆ 上司に法施行前までにしっかり説明をしておく。
できれば首長まで説明しておくが良いです。
- ◆ 庁内の関係する部・課に説明と協力依頼をしておく。
実際に虐待通報があった場合、具体的な調査項目や調査方法を事前に関係各課(市民課、福祉課、税務課、住宅課など)に説明しておくが良いです。
- ◆ 児童や高齢部門に学ぶことも必要です。
- ◇ 庁外の関係者・関係機関への事前説明も必要です。
警察・消防、医療機関、障害福祉関係事業所、民生委員などの関係者とのネットワークを構築していくことが必要です。

市町村障害者虐待防止センター

◆条例or要綱での設置が望ましい。

○市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たす(法第32条)。

○基幹相談支援センターなどに、業務の全部・一部を委託可能(法第33条)。

◆防止センターに委託できる仕事の中味(手引きp16)。

①養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理。

②養護者による障害者虐待の防止及び養護者による虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言。

③障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発。

※委託できない業務(事実確認、立入調査、居室の確保、措置等)もあります。

◆休日・夜間も速やかな対応ができる体制確保が必要です(手引きp16)。

個人情報共有について

◆情報収集する際の考え方(厚生労働省)

障害者虐待に関する個人情報については、個人情報保護法の第三者提供の制限(同法第23条)の**例外規定に該当**すると解釈できる(手引きp37)

◆福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン(平成16年11月 厚生労働省)

◆医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成16年12月/平成22年9月改正/厚生労働省)

個人台帳・各種様式集

◆個人台帳の整備

本人・養護者・同居人の基本属性：

生年月日、生育史(生活歴)、学歴、職歴、転居歴、性格・行動など

ジェノグラム、エコマップ

障害の種類や程度、手帳(障害)の有無

福祉サービス・医療の利用状況や利用歴

◆各種様式の整備

障害者虐待発見チェック表p26、相談受付票p31、リスクアセスメント・チェック表p44、立入調査身証明書p54、警察への援助依頼、立入指示書、施設従事者等による障害者虐待報告書p81、使用者による障害者虐待に係る通知p100、労働相談票p101、養護者(保護者)への一時保護通知書、施設等への一時保護通知書、施設入所措置した旨の通知書

機関連携（ネットワーク）の必要性

★孤立しない、させない、本人も家族も支援者も★

◆相談援助内容は複雑多岐に及ぶ。

生活・養護上の問題を複数抱えている可能性がある。

◆組織的対応（チームアプローチ）

所属内でのチームワーク

各機関の担当者同士のチームワーク

◆行政サービスは「申請主義」ですが・・・しかし、

相談援助活動は、一緒に考え、ケースマネジメントし、エンパワメントを育み、さらにアウトリーチは当たり前です。

◇見守り：実はこの言葉はくせものです。

誰が、いつ、どこで、何を、どのように見守るのか。

変化があったら、どこの、誰に、どのように連絡するのか。

ネットワークを機能させる工夫

- ◆組織が違えば役割も違うことが前提
- ◆パートナーの顔・組織・役割を認知する
- ◆のりしろを誰が受け持つか⇒のりしろ型支援
- ◆担当者にまかせっきりにしない
- ◆スーパーバイザーの確保
- ◆手柄は相手～良い対応をほめあう
- ◆ネットワーク構成員がエンパワメントされる
- ◆報告・連絡・相談